

「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案に対する意見 及びそれに対する考え方

意見募集期間:令和4年11月5日(土)~同年12月5日(月)
案件番号:145209988

意見提出者一覧

意見提出者 28件(法人:5件、個人:23件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	公益社団法人全国消費生活相談員協会
2	株式会社NTTドコモ
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	株式会社オプテージ
5	楽天モバイル株式会社
—	個人(23件)

・ 1 趣旨

意見	考え方	修正の有無
意見1 なぜ「SIM」は全角なのか。なぜアンロックではなく解除なのか。		
<p>○ 1ページ 「SIM (Subscriber Identity Module)」 この箇所はなぜ「Subscriber Identity Module」なのに全角で「SIM」になるのか？ 「SIMロック解除」はなぜ「アンロック」にはならず「解除」なのか？ 【個人7】</p>	<p>○ 本改正案では、3文字以内のアルファベットは全角、4文字以上は半角で記載するよう整理しています。 ○ また、本改正案では、SIMロックの「設定」と「解除」を対の用語として使用しています。</p>	<p>無</p>

・ 2 用語の定義

意見	考え方	修正の有無
意見2 なぜ「いわゆるフィーチャーフォン」と規定しているのか。		
<p>○ 1ページ</p> <p>「2 用語の定義 本ガイドラインにおいて使用する用語は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）及び電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）において使用する用語の例による」</p> <p>この「電気通信事業法施行規則」の「用語」では「フィーチャーフォン」と書いてある。</p> <p>なぜ「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」では「いわゆるフィーチャーフォン」に変更して用語を7ページで使っているのか？</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 御指摘を受け、電気通信事業報告規則（昭和 63年郵政省令第46号）第 1 条第 2 項において使用する用語の例等により、本改正案脚注 3 及び 4 の「いわゆる」を削除します。</p>	<p>有</p>

・ 7 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関する留意点

(1) 利用者に対する情報提供

意見	考え方	修正の有無
意見3-1 本改正案に賛同。MNO各社においてより一般の利用者に理解しやすい情報提供に努めることが重要。		
<p>○ 対応周波数等による端末の機能制限は、端末を購入した利用者には不利益をもたらすおそれがあり、公正な競争環境の阻害につながると考えることから、できるだけわかりやすい形で関連する情報が利用者に提供されることが適当という「競争ルールの検証に関する報告書2022」の考え方を踏まえた本改正案の内容に賛同いたします。</p> <p>なお、同報告書にて示されている通り、MNOがOEM等により端末メーカーから調達して販売する端末（いわゆる「キャリア端末」）の中には、他のMNOに割り当てられた周波数に対応していないものがあります。一方で、MVNOが調達・販売する端末は、OEMではなく、家電量販店等で一般販売されているものと同じ、複数のMNOの回線に対応した「メーカー直販端末」であることが多い状況と想定しております。</p> <p>上記を踏まえると、利用者に対する情報提供に関する取り組みについては、特にキャリア端末を取り扱うMNO各社が積極的に、より一般の利用者に理解しやすい情報提供に努めることが、円滑な事業者乗り換えやスイッチングコストの低減のためには重要であると考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
意見3-2 端末購入時における情報提供は利用者が合理的な選択を可能にする取組であり、本改正案に賛同する。		
<p>○ 本ガイドラインの改正案は、できるだけわかりやすい形で関連する情報が利用者に提供されることが適当という「競争ルールの検証に関する報告書2022」の考え方を踏まえた内容であり、端末購入時にそれらの情報が利用者へ提供されることは、利用者が合理的な選択を可能にする取り組みと考えられるため、本ガイドラインに示された内容に賛同いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
意見3-3 今後販売する端末は各MNOの主要な周波数帯に対応いただきたい。日本地図を用いて説明する方法を提示した本改正案に賛同する。		
<p>○ 国内で利用する端末がすべてのMNOの周波数帯に対応いただければ、消費者は端末と通信サービスの組み合わせに悩むことはありませんが、残念</p>	<p>○ 「各MNOの主要な周波数帯に対応」すべきとの御意見について、端末が対応する周波数帯</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>ながら特定のMNOの周波数帯に特化した端末も流通しています。今後販売する端末は、各MNOの主要な周波数帯に対応いただきたいです。</p> <p>周波数帯は、平均的な消費者にとってはあまりなじみがないので端末や通信サービスを契約する時点において、特にデメリットとなる情報を簡潔にわかりやすく伝えていただきたいです。今回、日本地図を利用して説明する方法を提示いただきましたので、賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>のルール化・標準化については、「競争ルールの検証に関する報告書2022」（以下「報告書2022」という。）のとおり、メリットとデメリットが併存していること、本件の影響を受けたことのある利用者は限定的であり国民的な議論が熟しているとは言えないこと等から、現時点では、これを拙速に推し進めることは適当ではないと考えます。</p> <p>○ その他の御意見については、本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	
意見3-4 本改正案に基づき適切に対応するが、利用者に混乱が生じないように記載は統一すべき。		
<p>○ 当社は、利用者が端末購入する際、当該端末が各社ネットワークにおいて「通話及びデータ通信」の利用可否を簡易に確認できるよう、端末の仕様（対応周波数）等に基づき可否判断した結果について、当社ホームページへ一覧表の形式にて掲載することで対応いたします。</p> <p>○ 本ガイドライン改正が適用された後、準備が整い次第、当社オンラインショップで販売中の端末を対象に情報提供することを予定しております。また、新商品については、発売開始から一定の期間後（例えば1ヶ月程度）に実施することで対応いたします。</p> <p>○ 本情報提供は、当社だけでなく各社同様に動作保証するものではないため、利用者に混乱が生じないように、各社同一の形式や文言にて動作保証するものではない旨記載すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本改正案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本改正案に基づく情報提供の際には、「利用者に混乱が生じないように、各社同一の形式や文言にて」「記載すべき」との御指摘のとおり、利用者に混乱が生じないようにすることが適当と考えます。</p>	無
意見3-5 通話及びデータ通信可否に関する情報提供については、それらの動作を保証することを求めるものではなく、また、情報提供の対象の端末や方法等は各事業者が判断するものと認識している。		
<p>○ 本ガイドラインでは「事業者は、次の①及び②の場合において、それぞれ当該各号に掲げる事項について、店頭での説明、パンフレットやホームページへの掲載等により利用者が理解できるよう努めるものとする。」(P5)とされているところ、①ハの追加は、事業者に対し、利用者の理解醸成に向け通</p>	<p>○ 御指摘の本改正案7(1)①ハの追加は、事業者（本改正案2(2)に掲げる事業者。以下同じ。）に対し、同①に掲げる事項につき利用者が理解できるよう努めることを求めるもので</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>話及びデータ通信可否に関する情報提供に努めることを求めるものであり、当該端末を使用した通話及びデータ通信についてその動作を保証することまで求めるものではないと認識しております。</p> <p>また、情報提供の対象となる端末やその方法等については、各事業者が判断するものであると認識しております。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>あり、他の事業者における通話やデータ通信について動作を保証することを求めるものではありません。</p> <p>○ また、「情報提供の対象となる端末やその方法等」については、本改正案7（1）柱書のとおり、事業者が端末を販売する場合には、店頭での説明、パンフレットやホームページへの掲載等により、同（1）①に掲げる事項を利用者が理解できるよう努めることが必要と考えます。</p>	
意見3-6 解約やMNPの際にも説明が必要であるとガイドライン等に明記すべきである。		
<p>○ 消費者相談の現場から、「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案 に対する意見を述べます。</p> <p>P1 (1) 利用者に対する情報提供</p> <p>(店頭での説明、パンフレットやホームページへの掲載等により利用者が理解できることに努めるものとする) について、賛成です。しかし、消費生活相談の現場では解約やMNP後に起こったトラブルの相談も入ります。従って、端末契約時や役務契約締結時に加え、解約やMNPの際も、同様の説明が必要と思われます。利用者がサイト上でMNPや解約手続きする際も、乗り換え先で使えない組み合わせがあることを注意喚起するよう、ガイドライン等に明記することを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人20】</p>	<p>○ 本改正案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、解約に当たっては、その後、必ずしも他の事業者に乗換えをすることは限らないため、全ての利用者に対し、本改正案7（1）に掲げる事項を理解できるよう努める必要まではないものと考えます。</p> <p>また、MNPについては、新たに役務契約を締結することとなる事業者において同事項を理解できるよう努めることが規定されているため、乗換え元となる事業者において情報提供に努める必要まではないものと考えます。</p>	無
意見3-7 「ホームページ」は「ウェブページ」の間違いである。		
<p>○ 5ページ</p> <p>「ホームページ」は「ウェブページ」の間違いである。「ホームページ」とはブラウザの「ホーム画面のページ」の意味である。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 「ホームページ」とは、一般的に、ブラウザを起動した際に最初に表示されるページのほか、企業等のウェブサイトにおいて最初に表示されるページや、こうしたウェブサイトの全体を総称して呼ぶものと理解しています。</p>	無
意見3-8 特定の周波数帯及び通信方式に対応しない合理的説明についての規定を追加すべきである。		

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 「7 (1) 端末を販売する場合」の“ハ”に加え、“ニ”として以下を加える必要があると思う。</p> <p>日本国外で販売された同一機種相当品が対応する、日本国内で利用されている周波数帯及び通信方式のうち、日本国内で販売される品が対応しない場合の合理的説明</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>○ 上記「意見3-3」に対する考え方上段のとおり、端末が対応する周波数帯のルール化・標準化を拙速に推し進めることは適当ではないと考えている現時点においては、事業者に対し、端末が特定の周波数帯及び通信方式に対応しない理由を利用者に情報提供するよう努めさせる必要まではないと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-9 情報提供については、努めるものとするのではなく、説明又は掲載の少なくとも一方は必須とするような規定にすべき。</p>		
<p>○ 改正案のうち7 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関する留意点の(1) 利用者に対する情報提供の項目について、</p> <p>「事業者は、次の1及び2の場合において、それぞれ当該各号に掲げる事項について、店頭での説明、パンフレットやホームページへの掲載等により利用者が理解できるよう努めるものとする。」</p> <p>とあるが、当該事項については、消費者が契約を締結するにあたり重要な事項であるから、</p> <p>「事業者は、…それぞれ当該各号に掲げる事項について、利用者が理解することができるよう、店頭での説明、パンフレットやホームページへの掲載等必要な措置を取らなければならない。」</p> <p>というように、罰則は設けないにせよ、説明又は掲載の少なくとも一方は必須とするような規定にすべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p>	<p>○ 情報提供の在り方については、報告書2022のとおり、「販売者・購入者双方にとって過度な負担とならないようにする観点を踏まえ」本改正案7 (1) 柱書のとおりとしています。</p>	<p>無</p>

(4) SIMロック以外の機能制限

意見	考え方	修正の有無
意見4-1 本改正案に賛同する。端末の利便を損なう機能制限をつけることはやめていただきたい。		
<p>○ 賛同します。端末を長期間にわたって利用することや、持ち込み端末を用いて契約先事業者を乗り換えることは珍しくはありません。端末に利便を損なうような機能制限をつけることはやめていただきたいです。</p> <p>【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ 本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
意見4-2 本改正案に賛同する。公正競争を阻害する事項が確認された場合、速やかに解決を図ることを要望する。		
<p>○ 事業者が端末を調達する際に、端末メーカー等に対して他事業者のサービスに対応する周波数帯を制限する等の機能制限を求めることは、利用者の利便を損なうだけでなく事業者間の競争を阻害することにつながる可能性があることから、端末の周波数帯制限等について「通常、適正かつ合理的なものとは考えられない」との考え方が示された本改正案の内容に賛同いたします。</p> <p>総務省殿においては、SIMロック以外の機能制限について、公正な競争環境に影響が生じていないかという点について、引き続き留意いただき、仮に公正競争を阻害する事項が確認された場合は、速やかにその解決を図っていただくことを要望いたします。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
意見4-3 本改正案に賛同する。市場動向を注視し、仮に問題が生じていることが確認された場合には、速やかに問題解決に向けた取り組みが行われることを要望する。		
<p>○ 端末の製造業者に対して、端末が対応する周波数帯の制限や機能の制限を求めることは、事業者間の公正な競争を阻害し、利用者の利便を損なう可能性があると考えますので、本ガイドライン案に示された内容に賛同いたします。</p> <p>総務省殿においては、本取り組みに加えて、市場動向を注視いただき、仮に問題が生じていることが確認された場合には、速やかに問題解決に向けた取り組みが行われることを要望いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
意見4-4 「端末の機能を制限する行為又は制限を求める行為」の具体的な内容については、公開の場において丁寧な議論をすることを要望する。		

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 「利用者の権利を制限し若しくは制限し得る、又は事業者間の競争を阻害し若しくは阻害し得る効果を有する、SIMロックの設定又は対応周波数帯の制限等以外の端末の機能を制限する行為又は制限を求める行為についても、正当な理由なくこれを行うことは、SIMロック等と同様の考え方により、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるものとして、業務改善命令の要件（電気通信事業法第29条第1項第12号）に該当する場合がある。」（P7）とする今回の改正に関し、業務改善命令の要件に該当する場合がある「端末の機能を制限する行為又は制限を求める行為」の具体的な内容については、公開の場において丁寧な議論をしていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-5 本改正案に賛同する。現状が継続する場合は、法令・政令での措置が必要である。</p>		
<p>○ “(4) SIMロック以外の機能制限 (1) 端末が対応する周波数帯の制限等”の項目についてであるが、基本的に賛同する。</p> <p>この改正によってもいわゆる「キャリア端末のバンド制限」が継続して行われるような状況が続くのであれば「最低限端末で利用可能にすべきバンド」を法令・政令で定める措置が必要であると提言しておくものです。</p> <p style="text-align: center;">【個人10】</p>	<p>○ 本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-6 本改正案に賛同する。購入元キャリア以外での通信を制限することは、利用者にとって不便を強いる行為である。</p>		
<p>○ 周波数の制限を禁止する案に関して素晴らしいと感じる。購入元キャリア以外での通信を制限することは、SIMロック解除を行ったとしてもSIMロックがかかったような状態であるため利用者にとって不便を強いる行為であると思われる。</p> <p style="text-align: center;">【個人14】</p>	<p>○ 本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-7 通信事業者が端末の周波数帯制限をメーカーに要求することは、利用者の利便性を著しく損なう行為である。技術基準適合性の確認に関し、一定の場合には緩和すべき。</p>		
<p>○ 通信事業者が端末の周波数帯制限をメーカーに要求することは、利用者の利便性を著しく損なう行為であると認識しております。</p> <p>また、技術基準適合性の確認に関して、警察消防及びその他行政サービスならびに医療機器等への電波干渉の懸念から（今後も）確認が必要であるとする考えも理解できるが、日本を除く多くの国において各地域、国の認証を</p>	<p>○ 冒頭については、本改正案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ また、技術基準適合証明についての御意見は、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>取得している端末の個人的な利用に関しては緩和すべきと考えます。通信事業者が端末料金をメーカー希望小売価格（海外で購入可能なSIMフリーモデルの価格、サムスンGALAXY Sシリーズ等）よりも高額で販売し、利用者は通信事業者が設定した割高な料金でしか端末を購入できず、経済的な不利益を被っていると感じます。また、通信事業者の店舗またはオンラインストアでの審査、販売約款等により、自由に端末を購入し辛いことも、利用者の権利を阻害すると考えます。</p> <p>加えて、所謂観光立国を目指し外国人観光客を積極的に受け入れている近年の日本において、外国人観光客が技術適合基準証明を取得していない端末を使用したことによる事件、事故を耳にしたことがなく、実態は利用者の選択肢を狭めてしまっている施策ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
<p>意見4-8 「7(4) 端末が対応する周波数帯の制限等」の文言は修正されるべき。「7(4) その他の機能制限について」については概ね賛成。</p>		
<p>○ 「7(4) 端末が対応する周波数帯の制限等」の以下の文言は修正されるべき。国外で販売された品が2xNanoSIM+eSIMに対応していながら、国内ではシングルNanoSIMにのみ対応、といった事態を防ぐため。</p> <p>前:当該端末の製造業者に対して、当該端末を使用して他の事業者の役務を利用する際にのみ利便性が低下するよう、当該端末が対応する周波数帯の制限等の当該端末の機能の制限を求めることは</p> <p>後:日本国外で販売された当該端末相当品が対応する、日本国内の周波数帯の制限等の当該端末の機能の制限があるものを調達することは</p> <p>○ 「7(4) その他の機能制限について」については概ね賛成。 一部機種で利用者に課されている、構成プロファイルのインストール強制やAPN編集制限は是正されて然るべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>○ 本改正案7(4)①に規定する行為は、事業者の事業の運営として、通常、適正かつ合理的とは考えられないため、これを特段の正当な理由なく行うことは、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあるときは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第29条第1項第12号に規定する業務改善命令の要件（以下、単に「業務改善命令の要件」といいます。）に該当するものとして規定しています。</p> <p>一方、御指摘の日本国外で販売された端末に係る行為は、必ずしも「適正かつ合理的ではない」とは言えないと考えますので、修正は適当ではないと考えます。</p> <p>なお、この考え方を明確にするため、本改正案を一部修正します。</p> <p>○ その他の御意見については、参考として承ります。</p>	<p>有</p>

意見	考え方	修正の有無
意見4-9 各キャリアが実質独占して販売している端末を、携帯会社を通さずに購入できるようにして欲しい。プリインストールアプリを原則禁止していただきたい。全バンドに対応して全キャリアと通信ができる端末しか販売させないでいただきたい。		
<p>○ 各キャリアが実質独占して販売している端末(Galaxy等)を携帯会社を通さずに購入できるようにして欲しい。</p> <p>現状は通信バンド制限とプリインストールアプリ(消せない)により、SIM・端末・携帯通信事業者を選ばないとMNPやSIMフリーの意味がありません。</p> <p>消費者を自社に囲い混むような固定化を防ぎ市場競争を活発・流動化させるべく、プリインストールアプリの原則禁止&全バンドに対応して楽天を含む3第キャリア全部と通信ができる端末しか販売させないで頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>○ 事業者以外の者による端末の販売については、本改正案3において、事業者に対し、正当な理由なく端末の流通・販売を制限することが業務改善命令の要件に該当し得ることを規定しています。</p> <p>○ 「全バンドに対応」した「端末しか販売させないで頂きたい」との御意見について、端末が対応する周波数帯のルール化・標準化については、報告書2022のとおり、メリットとデメリットが併存していること、本件の影響を受けたことのある利用者は限定的であり国民的な議論が熟しているとは言えないこと等から、現時点では、これを拙速に推し進めることは適当ではないと考えます。</p> <p>○ 「プリインストールアプリの原則禁止」との御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見4-10 ガイドラインの改正案に概ね賛成。周波数帯以外の制限についての対応も検討いただきたい。		
<p>○ LTEになり周波数帯の表を見ただけではデータ通信ができて通話ができない端末があるなど困っていた部分があったのでガイドラインの改正案におおむね賛成します。</p> <p>利用者としては事業者の提供している全周波数帯で周波数帯ごとのエリアマップの公開を希望します。</p> <p>改正案では「最も人口カバー率が高い周波数帯に非対応の端末で利用できるエリア」といわゆるプラチナバンド以外の周波数帯で利用できるエリアを公開するようになっていますが、特に5Gのn79など世界的に珍しいバンドに対応していない端末も多く、その端末はどのエリアで通信できるかを知った上で購入することができるほうが良いと思います。</p> <p>また、端末を販売しているキャリア以外では高速通信用のキャリアアグリゲーションが無効化されているなど周波数帯以外の制限についてもどう対</p>	<p>○ 全体として、本改正案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 「全周波数帯で周波数帯ごとのエリアマップの公開」についての御意見は、参考として承ります。なお、ある端末を使用してある事業者が提供する携帯電話サービスを利用する場合には、いずれの区域において通話又はデータ通信が利用できるか否かを事前に確認する観点からは、現時点においては、販売されている主な端末が対応する通信方式や周波数帯、周波数帯ごとの人口カバー率等を勘案すれば、各事業者が既に公表しているエリアマップに加え、本改正</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>応するのか検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>	<p>案7(1)②口に掲げる日本地図を提供するよう努めることで十分であると考えます。</p> <p>○ その他の御意見については、参考として承ります。</p>	
<p>意見4-11 国内のキャリアが提供しているすべての周波数帯に対応する整備を行わない限り、ミリ波の普及やキャリア間での周波数帯格差は是正されないままとなる。</p>		
<p>○ 端末が対応する周波数帯の制限等をキャリアに対し規制するという提案については全面的に賛成ですが、周波数帯の制限を行っていないSIMフリー端末やiPhoneなどで対応することのないミリ波帯やn79についての対応策はいかがなさるのでしょうか。</p> <p>特にミリ波についてはSIMフリー端末で対応している機種がなく、各キャリアごとの要請で対応しているものがすべてと認識しています。</p> <p>n79に関しましても国内での対応がドコモだけで国際的にもマイナーな周波数帯であることから非対応の端末が多くなっています。</p> <p>制限を行うのであれば、国内のキャリアが提供しているすべての周波数帯に対応するような整備を行わない限り、ミリ波の普及やキャリア間での周波数帯格差は是正されないままとなりますのでご検討願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<p>○ 「国内のキャリアが提供しているすべての周波数帯に対応するような整備」を行うべきとの御意見については、上記「意見4-9」に対する考え方中段のとおりです。</p> <p>○ また、「ミリ波の普及」に関する御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>意見4-12 構成プロファイルのインストール強制を是正するための記述を盛り込むべき。</p>		
<p>○ その他の機能制限について</p> <p>一部機種における構成プロファイルのインストールの強制を是正するための記述を盛り込むべきだと考える。</p> <p>現状、Dual SIM利用時のデータ通信切り替えで阻害要因となっている。</p> <p>加えて、原則としてSIMカードの挿入のみでAPN設定が自動で行われるように取り計らわれるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
<p>意見4-13 VOLTE通話の制限行為の禁止をガイドラインに追加すべき。</p>		
<p>○ ガイドライン 7 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関する留意点 (4) SIMロック以外の機能制限の項目について</p> <p>改正案では機能制限の例がバンド制限以外に見受けられませんが、一部端末メーカーのキャリアモデルにSIMロック解除後に他キャリアでVOLTE通話</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>が出来ない端末が見受けられます。</p> <p>具体的にはロック解除後に端末に適切なAPN等の設定をしても音声通話時には自動的に3Gに接続が落ち、その結果3Gエリアが停波している所では通話が出来ない状況になります。</p> <p>この件について、端末を販売している通信キャリアは、他キャリアとのVOLTE互換性と主張しておりますが、そのメーカーの4Gのみ対応の（3G非対応）端末では正常に他キャリアでVOLTE通話ができることから意図的に他キャリアで音声通話が出来ないように設定しているものと推測されます。</p> <p>緊急通話にも関わる重要な観点から、このような制限行為の禁止をガイドラインに追加すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人18】</p>		
<p>意見4-14 SIMロック以外の機能制限についての記述が手ぬるいと感じる。また、場当たりのな対処にとどまらず、将来的な方針にも言及すべき。</p>		
<p>○ SIMロック以外の機能制限についての記述が手ぬるいと感じる。</p> <p>事業者は長年その優越的地位を悪用し、端末の仕様を自社に都合の良いものへと歪め、消費者にその負担を強いてきた。</p> <p>悪しき仕様については以下の通り多岐にわたるが、さしあたりAPN構成プロファイルインストール強制の是正とDual SIMについては即刻、「全ての価格帯の製品について」採用されて然るべきだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Dual SIMの無効化 ・eSIMの無効化 ・Dual NanoSIM+eSIMの無効化 ・バンド塞ぎ ・SIMロック ・SIMカード挿抜で端末の再起動 ・APN構成プロファイルインストールの強制 ・テザリング制限 ・IMEI制限 <p>また、場当たりのな対処にとどまらず、将来的な方針にも言及すべき。 例えば端末に格納できるSIMのうち、いかなる全ての2つのSIMも同時に有</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>効化できなければならない、などの指針も示すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人21】</p>		
<p>意見4-15 国外で販売された同一機種相当品からの機能制限という観点も加えるべき。また、DualSIM対応品について、同時に有効化できるSIMは任意の2つのSIMを設定できるよう義務付けるべき。</p>		
<p>○ SIMロック以外の機能制限について</p> <p>まず、端末の調達はグローバルで販売されるものからも行われることから、国外で販売された同一機種相当品からの機能制限という観点も加えるべき。</p> <p>具体的には以下のような事例を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外で販売された製品は国内で利用されている周波数帯やVoNRに対応しているにもかかわらず、国内で販売されたものは非対応 ・ 国外で販売された製品はDualSIM対応であるのにも関わらず、国内のものはSingleSIMのみ ・ 国外販売された製品は2xNanoSIM+eSIM対応であるのにもかかわらず、国内のものはNanoSIM+eSIMのみ ・ 国外販売された製品はNanoSIM+Dual eSIM対応であるのにもかかわらず、国内のものはDual eSIMのみ <p>また、DualSIM対応品について、同時に有効化できるSIMは任意の2つのSIMを設定できるよう義務付けるべき。</p> <p>例えば、2枚のNanoSIMをSIM1、SIM2とした場合、eSIMはSIM2との排他、という製品は販売できないようにすべき。</p> <p>これまでのキャリアの行いを鑑みるに、ここまで仔細に指定する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人13】</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-16 販売方法とバンド制限やDualSIM潰しについて、より現状に即し詳細に記載すべき。</p>		
<p>○ 販売方法とバンド制限やDualSIM潰しについて、より現状に即し詳細に記載すべきだ。</p> <p>キャリアのオンラインショップでは、単体での予約、一括購入の選択肢を用意することをキャリアは義務付けられるべき。</p> <p>また、当該ページは用意にアクセスできるようにされるべき。</p> <p>バンド制限やDualSIM潰しについては、国内の類似モデルだけでなく、海外</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>で販売されているモデルとの差位についてもペナルティをキャリアと端末の製造メーカーに課すべき。</p> <p>例えば、ソフトバンクはLeitz Phone 2について、ベースモデルのAquos R7とは異なり、バンド塞ぎを行っている。</p> <p>また、当初オンラインショップにおいて、白ロムの一括購入を受け付けていたが、これをキャンセルし、分割による販売のみをするようになった。</p> <p>さらに当該白ロムの販売ページも製品ページから容易にたどり着けず、検索エンジンにて「白ロム」の語句を入力しなければならない。</p> <p>加えてサムソン製の折り畳みタブレットGalaxy Z Fold4についても、グローバルでは物理的なSIMを2枚とeSIMを使える仕様だが、国内で取り扱われている同機種は物理的なSIMが1枚しか入らない。</p> <p style="text-align: right;">【個人22】</p>		
意見4-17 技適マークの廃止。端末はSIMフリーで統一、対応バンドの廃止。		
<p>○ 技適マークの廃止</p> <p>→世界では多くのスマートフォンが溢れており、多彩なスマートフォンが使えるように日本でもしてほしい。現在技適マークが無くても使用している人も多数（訪日外国人も含め）おり、見合っていない。</p> <p>○ 端末はSIMフリーで統一、対応バンドの廃止</p> <p>→キャリアはSIMだけ売ってあげればよい。スマートフォンをSIMフリーにする事で、以前KDDIの大規模障害が起こった時に、一時的に他社の回線なども使用できる用にすることが可能であり、生活に支障が出ないようにしてほしい。</p> <p>また、現在は他社製品にSIMを差したところバンド縛りのせいで、使用不可が発生してしまう。スムーズに利用できるためにもSIMフリーが望ましい。</p> <p>そして訪日外国人が日本でSIMを買ったが、バンド縛りのせいで利用ができないこともある。外国人は自分の端末がどのキャリアのSIMが適しているかわからないので、キャリアごとの対応バンドを無くす事で円滑に利用できる。</p> <p>現在は欲しい機種があってもドコモにはなかったり、と各キャリアで販売</p>	<p>○ 「技適マークの廃止」に関する御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ その他の御意見については、上記「意見4-9」に対する考え方中段のとおりです。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>している端末が異なるため、消費者は自分が欲しい端末をキャリアに縛られる事なく利用できるようにして欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【個人16】</p>		
<p>意見4-18 キャリアがメーカーに圧力をかけて対応バンドを絞っていると思われるため、明確に禁止する規制があるとよい。</p>		
<p>○ 低価格端末において、実質的には同じ機種であるにも関わらず、キャリア毎に対応バンドが違う事案が見受けられる（例：FCNT製 arrows We） それぞれdocomo版/au版/ソフトバンク版で同一の機種があり、意図的に対応周波数を絞っていると思われる。 低価格端末は高齢者や貧困世帯の購入が多く、それらは正しい判断をする為の知識も乏しく、キャリアの囲い込みに都合が良いものとなっている。何か規制を出来ないものか。</p> <p>○ キャリアがメーカーに圧力を掛ける、便宜を図るといった手段で対応バンドを絞っている事例があるのではないかと（例：サムスン電子は「キャリアからの指示で対応バンドを決めている」という発言が過去にあった。） これらを明確に禁止する規制があると良いと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>○ 本改案7（4）①において、事業者が端末を調達する際に、当該端末の製造業者に対して、当該端末を使用して他の事業者の役務を利用する際にのみ利便性が低下するよう、当該端末が対応する周波数帯の制限等の当該端末の機能の制限を求めることは、業務改善命令の要件に該当し得ることを明確に規定していますので、本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-19 なぜ「通常」をつけるのか。認められる「例外」を記載してほしい。</p>		
<p>○ 6ページ 「事業者が端末を調達する際に、当該端末の製造業者に対して、当該端末を使用して他の事業者の役務を利用する際にのみ利便性が低下するよう、当該端末が対応する周波数帯の制限等の当該端末の機能の制限を求めることは、利用者の利便を損なう可能性があり、また、事業者間の競争を阻害する可能性があるため、通常、適正かつ合理的なものとは考えられない。」 なぜ「通常」を付け加えるのか？ 「阻害する可能性があるため、適正かつ合理的なものとは考えられない。」 ではいけないのか？「通常」を加えるのなら、認められる「例外」を記載してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 本改正案7（4）①に掲げる行為については、特段の正当な理由がない限り「適正かつ合理的なものとは考えられない」ため、同①では「通常」としてはありますが、現時点において特段の具体的な「例外」を想定しているものではありません。 なお、この考え方を明確にするため、本改正案7（4）①を一部修正します。</p>	<p>有</p>
<p>意見4-20 3GPPのバンド番号を明記するよう追記してほしい。また、グローバルバンドの搭載状況も記載を促していただきたい。</p>		
<p>○ 「対応周波数」について、同じ800MHz帯であってもBand5対応Band18/26非</p>	<p>○ 各事業者においては、端末が対応している周</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>対応や、Band19対応Band26非対応といったことが端末によって存在しているため、3GPPのLTE Bandおよび5G NR Bandのバンドの番号を明記するようにガイドラインに記載を追記していただきたい。またグローバルバンド（携帯電話のLTEバンドや5G新無線周波数帯における、海外と日本で共通的に利用されている周波数帯のこと）の搭載状況も記載を促していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人19】</p>	<p>波数帯について、御指摘の点も含め、利用者が理解できるよう、できるだけ分かりやすい形で情報提供に努めることが適当と考えます。</p>	
<p>意見4-21 通信事業者が責任をもって販売する端末と通信をセットでの販売は許容すべき。</p>		
<p>○ 5. SIMロックの原則禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転売ヤー対策としてはこれ以上の対策はない。SIMロック以外の方法で、利用者の利便を損ない、利用者の権利を制限する方法はいくらでもある。 例えば、1. S社の携帯電話でSIMロック解除するとテザリング機能が使えなくなる。2. 他社製品を持ち込み機種変更でデータSIMを契約するとキャリアメールが使えない。など他にもいくらでもあると思われる。 一方 7S通信事業者変更の際に、通信サービス、アプリケーション等の利用の全部または一部が世間される可能性があること。 を許容している点は総務省の考え方に賛同できない。 <p>当該端末が対応している周波数帯及び通信方式について</p> <p>技適を満たしている端末はたくさんあり、消費者の選択の幅は広がっているが、すべての端末を通信事業者がカバーすることは不可能。消費者が周波数帯、通信方式について自身で調べ端末と通信事業者を選択することは非常に困難。よしんばうまく選択できたとしても、通信事業者の乗り換えに際し、上述の通信サービス、アプリケーション等の利用の全部又は一部が制限されることが発覚することもある</p> <p>以上より、通信事業者が責任をもって販売する端末と通信をセットでの販売は許容すべき。消費者にとっても有意義である。高額化する端末を通信事業者が絞り込み一機種の販売量増加は、価格低下に繋がる。</p> <p style="text-align: right;">【個人23】</p>	<p>○ 本改正案は、事業者が端末と通信とを組み合わせでセットで販売することを禁止するものではありません。ただし、7(4)②に規定するように、事業者が正当な理由なく端末の機能を制限する行為又は制限を求める行為は、業務改善命令の要件に該当し得ることとなります。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-22 IMEI制限付きSIMの無償交換の義務化をして欲しい。どの周波数帯を利用して通信しているのか無料アプリ等で調べられるようにしていただきたい。</p>		
<p>○ 1. 『(4) SIMロック以外の機能制限』について</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>IMEI制限付きSIMの無償交換の義務化をして欲しい。最近のSIMにはIMEI制限は付与されていない模様であるが、旧来にSIMにはまだ残されているケースもある。販売店によっては持ち込み機種変更が店舗の判断により一切認めれないケースもあるし、そもそも販売員の知識がないケースもある。持ち込み機種変更に重大な影響を与えている。</p> <p>2. 周波数帯について</p> <p>現在端末がどの周波数帯を利用して通信しているのか、利用者が知る手段が無い。無償のアプリ等で調べることができるように改善を求める。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p>	<p>ります。</p>	

・ 8 本ガイドラインの適用等

意見	考え方	修正の有無
意見5 なぜ本ガイドラインの一部の規定が適用される端末は記載して、適用されない端末は記載しないのか。なぜ「いわゆるフィーチャーフォン」と規定しているのか。		
<p>○ 7ページ</p> <p>「汎用的に通話やデータ通信を行うための端末（現時点においては、いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルータ及びUSBモデムが該当する。）以外の端末については、当分の間、5、6及び7（4）は適用しない。」</p> <p>なぜ「該当」は書いて「非該当」は書かないのか？PHSやPDAはどうか？「フィーチャーフォン」にいつまで「いわゆる」を付ける気なのか？正式名はないのか？</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 本改正案脚注3及び4において、「フィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルータ及びUSBモデム」以外の端末については同脚注に掲げる規定が適用されないことは自明であるため、これらを個別に列挙して記載する必要はないものと考えます。</p> <p>○ また、「いわゆる」に対する御意見については、上記「意見2」に対する考え方のおりです。</p>	有

・その他

意見	考え方	修正の有無
意見6-1 SIMフリー端末は残してほしい。		
<p>○ SIMフリー端末は残してください。SIMフリー端末はなくさないでください。お金払って買ったものを使えなくされると正直死ねって思います。 【個人1】</p>	<p>○ 本改正案は、いわゆるSIMフリー端末（SIMロックが設定されていない端末）の販売や流通を新たに制限するものではありません。</p>	<p>無</p>
意見6-2 携帯端末に記録されている決済情報の初期化をワンボタンでできるよう端末メーカーに義務化するべき。		
<p>○ 該当箇所：端末の流通・販売の制限等の禁止 意見：携帯端末のSIMロック解除だけでなくモバイル決済サービス（スイカやパスなども）に際して必要なタッチ決済機能が搭載された携帯端末に記録されている決済情報の初期化についての意見。 モバイル決済サービスの情報初期化について、ガイドラインがなく説明書などに記載もない。この情報初期化は携帯端末を初期化しただけでは消去できない情報となっていること認識率はかなり低いため中古端末を他社に譲渡した場合のトラブルの増加と高齢者等への普及の障壁になっている状況を改善していただきたい。 現在、キャリア発売の端末はショップに行かなければならないため円滑な流通に多大な影響を及ぼしている。キャリア端末でない場合のタッチ決済情報の初期化についても初期化手順が複雑でそれぞれの決済情報を消去しなければ完全に初期化することはできないため、かなりの時間を要す。ワンボタンで初期化できるようにするために端末メーカーに義務化するべきである。 SIMロックの問題と同じように捉えて改善すると端末流通の促進につながり、携帯端末及びモバイル決済サービスの普及とモバイル社会の円滑な運用に資することが可能となる。 モバイル決済サービスの普及は国家にとって有益になるばかりでなく、国民の生活向上と効率かつ利便性は高まる。さらにモバイル決済サービスの初期化を遠隔操作で可能になればセキュリティリスクを最小にできるだけなく安心感が増して財布のような使い方をイメージできるようになる。 モバイル決済サービスは買い物に際しての待ち時間の短縮と硬貨などの用意が必要なくなるため、人件費等の削減につながる。</p>	<p>○ いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>つまり、モバイル決済サービスの初期化を迅速かつ効率的に運用することで高齢者や年少者の携帯端末保有の増加につながる。</p> <p>そのため、SIMロックに関する改正と同時に議論を進めて早急な改善を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人15】</p>		
意見6-3 本改正案に賛同する。プラチナバンドは共通して解放するようにしてほしい。		
<p>○ 端末を購入したキャリアと実際に通信をするキャリアが違うために、プラチナバンドを掴めない経験をしたことがあるので、今回の改正案に賛成する。</p> <p>ただし、メーカー側の「バンドをすべて開放したときの影響を検証するコストの増加」も消費者として理解できないわけではない。しかし、せめてプラチナバンドは共通して開放するようにしてほしいと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>○ 本改正案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>